

建設業法に基づく配置技術者の兼務について

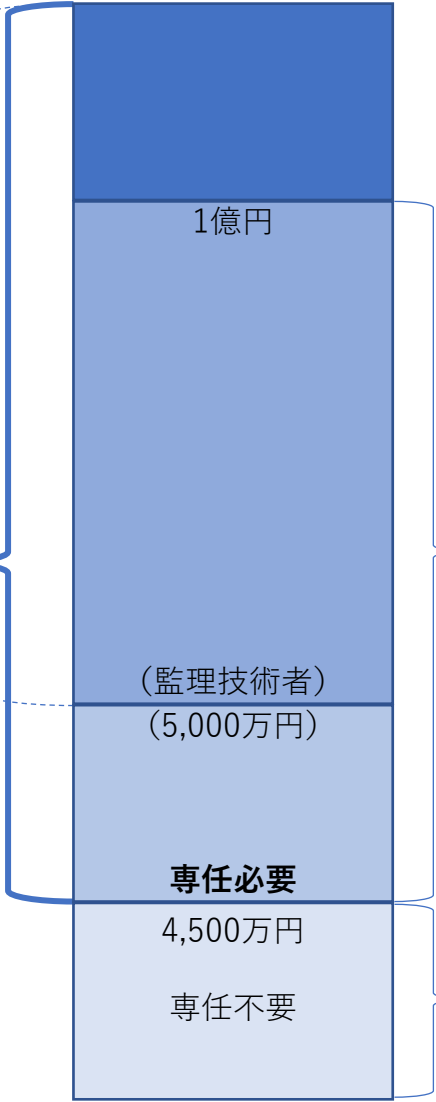
(焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領)

特例監理技術者は2件まで兼務可能(第4条)

- (兼務を認める主な要件)
- ①監理技術者と同等の資格を有する者(監理技術者補佐)を専任で各工事現場に配置すること。
 - ②低入札工事でない。
 - ③発注者から兼務を認められている。

専任の主任技術者は2件まで兼務可能(第3条)

- (兼務を認める主な要件)
- ①兼務する工事の対象物に一体性若しくは連続性がある又は施工にあたり相互に調整を要する。
 - ②工事現場の相互の間隔が10km程度に近接した場所である。
 - ③低入札工事でない。
 - ④発注者から兼務を認められている。



(兼務を認める主な要件) ※新①②共通

- ①請負代金額が1億円(建築一式は2億円)未満である。
- ②現場間が1日で巡回可能かつ移動時間が2時間以内である
- ③実務経験を1年以上有する連絡員を配置できる。
- ④下請け次数が3次までである。
- ⑤施工体制を確認できる情報通信技術の措置が取られている。
- ⑥人員の配置を示す計画書の作成、現場据え置き及び保存の措置が取られている。
- ⑦現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器が設置されている
- ⑧低入札工事でない。
- ⑨発注者から兼務を認められている。

(新①) 専任の主任技術者又は監理技術者は専任義務の合理化により2件まで兼務可能(第6条)

(新②) 営業所の専任技術者は職務の特例により1件のみ兼務可能(第7条)

主任技術者は3件まで担当可能(焼津市工事手持数取扱要領)

※建築一式工事については
・技術者の専任：9,000万円以上
・監理技術者：8,000万円以上となる。